

第 1 章 計画策定の基本的考え方

1 背景

熊本市は、熊本城に代表される歴史・文化、そして、清らかな地下水や「森の都」と称される豊かな緑を誇るまちであり、平成 24 年（2012 年）の政令指定都市移行を経て、九州の中核をなす拠点都市として今日まで発展を遂げてきた。

その発展のための大きな力となったのは、本市の事業者のほとんどを占める中小企業であり、その多くは従業員が少ない小規模な事業者や個人事業者である。こうした中小企業・小規模企業は、製品やサービスの提供などを通じ、地域経済の活性化や雇用の安定・確保に大きく貢献するなど、市民生活と本市経済の発展に大きく寄与している。特に、小規模企業は、地域の特色をいかした事業活動を行い、地域社会の一員として、地域におけるまちづくりの担い手としても重要な役割を担っている。

しかしながら、平成 28 年（2016 年）4 月に発生した熊本地震を乗り越え、さらに、世界を覆った新型コロナウイルス感染症の猛威もピークを越え、社会経済活動が再開する一方で、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少をはじめ、エネルギー価格・原材料費の高騰、経済の急速なグローバル化やデジタル化など地域経済を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、本市の中小企業・小規模企業においても様々な経営課題を抱え、極めて難しい局面に直面している。

本市が今後ますます経済を発展させ、さらには熊本県全体の経済の発展を主導していくためには、自主的な努力を基本としつつ経営の向上に取り組む中小企業・小規模企業を社会全体で支援し、希望と活力を与えることにより、その健全な発展を促進し、中小企業・小規模企業の振興を図ることが不可欠である。

本市では、平成 24 年度（2012 年度）に中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的に議員提案による熊本市中小企業振興基本条例を制定（平成 25 年 4 月 1 日施行）した。

その後、国において、平成 26 年度（2014 年度）に小規模企業の振興について国及び地方公共団体の責務を明らかにした小規模企業振興基本法が制定され、また、地元経済団体等からは、小規模企業に焦点を当てた条例改正の要望がなされていた。

そのような中、本市においても平成 30 年度（2018 年度）に改めて議員提案により、熊本市中小企業振興基本条例の一部改正がなされ、名称を熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 31 年 4 月 1 日施行。以下「基本条例」という。）に改め、小規模企業の持続的発展を図るため、振興に関する基本理念の明確化、施策の基本方針などを新たに追加した。

令和 2 年（2020 年）に同条例、第 4 条及び第 13 条に基づき、本市経済発展のため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施するため、熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「第 1 期基本計画」という。）を策定した。

第1期基本計画策定以降は、中小企業活性化会議^(*)にて、中小企業・小規模企業振興施策等について審議し、当該審議結果の答申を次年度の予算（事業）に反映させるなど、中小企業等の振興に向けて効果的な施策に繋げるよう取り組んできた。

また、より効果的な施策となるよう、国の基幹統計である経済センサス等の統計データなどから、事業者をとりまく経営環境の把握に努め、加えて、関係団体との意見交換を通じて実態を把握し、いただいた意見を適切に施策へ反映させるとともに、協働して中小企業振興に向けた取り組みを進めてきた。

今般、令和6年度（2024年度）をもって、第1期基本計画が期間満了を迎えたため、第2期熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「第2期基本計画」という。）を策定し、今後の新たな指針として中小企業等の振興に取り組むこととする。

(*) 中小企業活性化会議

基本条例第11条に基づく附属機関。

本市の中小企業・小規模企業の振興を図るため、本市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策等について審議を行う。構成委員は、中小企業団体・金融機関・学識経験者・公募委員・行政機関等。

2 位置付け

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を示した熊本市第8次総合計画（以下「総合計画」という。）と整合を図った上で、基本条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興施策の方向性を示す計画である。

3 計画期間

計画期間は令和7年度（2025年度）から令和14年度（2032年度）末までの8年間とし、中間年にあたる令和10年度（2028年度）に見直しを行う。

4 中小企業・小規模企業の定義

本計画においては、以下のとおり定義する。

（1）中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号に規定するもの

（2）小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいい、個人事業者を含む

中小企業基本 法上の類型	中小企業		うち小規模企業
	資本金	または 従業員数	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下

以下、特に明記がない限り、中小企業・小規模企業をあわせて「中小企業等」という。なお、本計画において、上記とは異なった便宜上の分類を行っているものについては、別途注釈で記載する。